

洲本市長 上崎 勝規 様

市議会での答弁に関する申し入れ書

令和5年1月27日

洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会

当調査委員会は、令和5年1月15日に公開された市議会の令和4年12月定例会の一般質問の動画を視聴しました。同動画では、議員のふるさと納税問題に関する質問に対して、市当局が「この質問に関する回答につきましては、現在、ふるさと納税問題第三者調査委員会により、調査の対象となっていることから、回答は控えさせていただきます」旨の答弁を繰り返していました。

当調査委員会は、これまで市当局に対し、調査対象となっている問題について、調査が終わるまで議会での答弁を控えるよう、伝達したことは一切ありません。前記答弁は、あたかも当調査委員会が、市当局に対し、調査対象となっている問題について調査が終わるまで議会での答弁を控えるように求めたかのような疑念を生じさせるものです。市当局の前記答弁により、市民を始めとしたふるさと納税問題に関わる関係者の皆様(以下「市民ら」といいます。)から、そのような疑念を持たれることは、当調査委員会としては誠に遺憾であると言わざるを得ません。

当然のことながら、当調査委員会が、議会での市当局の答弁に意見を申し上げることはできませんが、一般論として、市民らには知る権利があります。ましてや市民の代表である議員の質問に対しては、当調査委員会による調査が未了であることを理由に答弁を差し控えるのではなく、市当局において真摯に誠実に回答をしていただきたいと考えます。

当調査委員会は市当局に対して、第三者調査委員会を設置した目的に照らして、市民らに対して疑念を抱かせることのない慎重な対応をするよう強く求める次第です。

以上